/u⊃c#T ^{rg} \{#	与第	32	条)協議チェックリスト		(令和7年8月三豊市作成)
申請者等	申訴	青者		開発区域に含まれる地域の名称	予定建築物等の用途
図書の種類			項目	特 記 事 項	備考
香の恒短 発許可事前協議	_	_	Т	付 記 尹 久 原則として市町受付日又はそれ以前の日付	VHI 45
**	- 1		申請年月日を記入 令和 年 月 日 開発申請者及び開発許可申請責任者の住所、氏名の記入・		
	_		確認	申請者が法人の場合、その法人の名称及び代表者の氏名を記入	
			開発の目的	開発行為を行う目的または予定建築物等の用途を記入 開発区域内の地番を全て記入すること	
	4		開発区域に含まれる地域の名称	筆数が多い場合は全ての地番を記入した別紙一覧を添付	
	5		開発区域の面積 m ²	実測面積を小数第2位まで記入、丈量図との整合	
	6		工事着手予定年月日、完了予定年月日	開発許可に係る造成工事について、相当の期間をおいて予定年月日を記入すること (※建築工事の工期ではないので注意)	
	7		立地適正化計画に基づく届出の有無	当該開発行為が立地適正化計画に基づく届出の対象となるか確認を行うこと	
	-		スの原と用わず塩	他の法令等に基づく許可等が必要な場合は、その手続き状況を記入	
			その他必要な事項	(例:林地開発許可申請中)	
	1		所定の様式を使用しているか	様式2	
LI SE HOLING	2		設計の方針を記入	開発行為の目的や公益的施設の整備の方針等をできるだけ詳細に記入すること	
計説明書 □己の居住の用に □る目的で行う開	3		用途地域等への適合	開発区域が風致地区、臨港地区等に該当する場合は注意	
i為の場合は不	<u> </u>		その他の地域地区の記入	開発区域が災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩 壊危険区域に該当する場合は注意	
	5		土地利用計画の記入	実測面積を小数第2位まで記入、土地利用計画図・丈量図との整合 新旧がある場合はそれぞれ記入	
	6		公共施設整備計画の記入	新旧かめる場合はてれてれた人 公共施設の新設を行う場合は32条協議書を作成の上、提出すること	
発区域位置図	\vdash		縮尺 (1/50,000以上) 、方位記入	縮尺、方位を地図上に表示すること	
発区域区域図	H		開発区域を朱書き	縮尺、方位を地図上に表示すること	※締日 (1/2 000) でょっ
	_		縮尺(1/2,500以上)、方位記入 開発区域の境界を朱書き	相当範囲の外周区域を包括したものであること	※縮尺 (1/3,000) でも可
	_	0	開発区域の境界を未書さ 土地の形状、県界及び市町界と名称、都市計画区域界と名 称を記入	開発区域がその他の地域地区に該当する場合は、あわせて明示すること	※現況図にまとめて図示可
	4	_	区域外道路、2車線の道路に至るルート及び幅員を明示 (ルートが明確な場合は不要)	自己の居住用は適用なし 2 車線以上の幹線道路に連絡するまで必要有効幅員が必要	※現況図にまとめて図示可
兄図	1		縮尺 (1/2,500以上) 、方位記入	現地調査: 済・要・不要 縮尺、方位を図面上に表示すること	※縮尺 (1/3,000) でも可
	<u> </u>		作成者の資格、氏名の記入・確認	相当範囲の外周区域を包括したものであること	※稲尺(1/3,000)でも円
	-		開発区域境界を朱書き		
	\vdash		地形の記入	等高線 (2m毎) 又は各箇所の地盤高の記入	
	5		開発区域内及び周辺の公共施設を明示	公道 (茶色) 、水路 (青色) で着色すること	
	6		既存建築物、既存工作物の位置及び形状を記入	開発行為施行同意書が添付されているか確認すること その所有者及び撤去・存置の別についても明記すること	
	7		樹木又は樹木の集団及び表土の状況を記入	lha未満の開発行為の場合は記入不要	
地利用計画図	_		所定の様式を使用しているか	様式3	
	⊢		縮尺 (1/1,000以上) 、方位記入 土地の所在及び地番の欄記入	縮尺、方位を図面上に表示すること 区域内の地番を全て記入	
	\vdash	0	申請者、作成者住所、氏名及び資格の記入・確認		
	5		開発区域境界を朱書き	開発区域が2項道路に隣接している場合は、接道義務(セットバック)の確認を事前 に行うこと	
	6		公共・公益的施設の位置、形状、面積等	実測面積を小数第2位まで記入、丈量図との整合	
	7		区域及び隣地の地番、地目、地盤高記入	隣接地との地盤の高低差が分かるように記入すること	Cities also had?
	8		予定建築物の用途、構造、階数、規模を記入	予定建築物の平面図、立面図との整合	(記載例) 住宅 木造 2階建 延べ面積 ㎡ ※階毎に床面積を記入していなくても可
			予定建築物の敷地の形状及び面積 敷地が複数ある場合は各区画の面積を記入	実測面積を小数第2位まで記入、丈量図との整合 住宅の場合は最低敷地面積損模以上であるかを確認 必要接道長さを満足しているか確認	※最低敷地面積→150㎡
	9				
	9		区域外道路の道路幅員は適正か	区域外道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること	※手引き P 基-10参照
	9		区域外道路の道路幅員は適正か 区域外道路の性格、路線名、幅員を記入	区域外道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 壊築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入	
				建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線 (片側後退の場合は境界線) 及び道路	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁等
		0	区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁 ³ 設置を行うことは不可
		0	区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 の寸法記入 幅員6m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁 設置を行うことは不可 ※手引きP基-11参照
		0	区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 の寸法記入 幅員6m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線 (片側後退の場合は境界線) 及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁 設置を行うことは不可 ※手引きP基-11参照
		0	区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 の寸法記入 幅員6m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁や 設置を行うことは不可 ※手引きP基-11参照
			区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 の寸法記入 幅員6 m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か 幅員6 m未満道路の延長が120m以下か	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線 (片側後退の場合は境界線) 及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること	※2項道路の後退部分において、宅地接壁: 設置を行うことは不可 ※手引き P 基-11参照 ※手引き P 基-14参照
	100		区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 の寸法記入 稲員6 m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か 幅員6 m未満道路の延長が120m以下か 隅切、街角の辺長は適正か	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線 (片側後退の場合は境界線) 及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること 取合わせ角度に注意	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁 設置を行うことは不可 ※手引きP基-11参照 ※手引きP基-14参照
	100		区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 の寸法記入 幅員 6 m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 可数が10戸以下か 幅員 6 m未満道路の延長が120m以下か 隅切。街角の辺長は適正か 転回広場は区間35m以内毎に設置されているか	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること 取合わせ角度に注意 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 医長35mを超える場合、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以下の場合	※2項道路の後退部分において、宅地接壁: 設置を行うことは不可 ※手引き P 基-11参照 ※手引き P 基-14参照
	100		区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 の寸法記入 稲員6m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か 稲員6m未満道路の延長が120m以下か 隅切、街角の辺長は適正か 転回広場は区間35m以内毎に設置されているか 終端広場は適正か	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること 駅合わせ角度に注意 区域内道路の幅員 6 m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員 6 m以上、又は延長35m以下の場合は不要 低長35mを超える場合、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以下の場合 は不要とする	※2項道路の後退部分において、宅地接壁: 設置を行うことは不可 ※手引き P 基-11参照 ※手引き P 基-14参照
	100		区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 の寸法記入 稲員 6 m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か 稲員 6 m未満道路の延長が120m以下か 隅切、街角の辺長は適正か 転回広場は区間35m以内毎に設置されているか 終端広場は適正か 転回広場は展りない。	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること 駅合わせ角度に注意 区域内道路の幅員 6 m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員 6 m以上、又は延長35m以下の場合は不要 低乗35mを超える場合、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以下の場合 は不要とする 土地利用計画図に必ず明記すること	※2項道路の後退部分において、宅地接壁: 設置を行うことは不可 ※手引き P 基-11参照 ※手引き P 基-14参照
	100		区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 の寸法記入 稲員6m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か 稲員6m未満道路の延長が120m以下か 隅切、街角の辺長は適正か 転回広場は区間35m以内毎に設置されているか 終端広場は適正か 転回広場、終端広場はその旨を記入しているか 区域内道路の横断勾配は適正か	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること 取合わせ角度に注意 区域内道路の幅員 6 m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員 6 m以上、又は延長35m以下の場合は不要 に接見35mを超える場合、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以下の場合 は不要とする 土地利用計画図に必ず明記すること 車道:1.5%~2.0% 歩道:2.0%	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁 設置を行うことは不可 ※手引きP基-11参照 ※手引きP基-14参照
	100		区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域外道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 の寸法記入 稲員6m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か 稲員6m未満道路の延長が120m以下か 隅切、街角の辺長は適正か 転回広場は区間35m以内毎に設置されているか 終端広場は適正か 転回広場、終端広場はその旨を記入しているか 区域内道路の横断勾配は適正か 既存道路との接続部は適正か 既存道路との接続部は適正か がけ・水路に接している場合又は屈曲部で、安全施設が設	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること 関金わせ角度に注意 区域内道路の幅員 6 m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員 6 m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員 6 m以上、又は延長35m以下の場合は不要 は定長35mを超える場合、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以下の場合 は不要とする 土地利用計画図に必ず明記すること 車道:1.5%~2.0% 歩道:2.0% 原則9.0%以下とすること 既存道路との接続点から5 mの区間及び区域内道路の交差点部は2.5%以下とすること 車道:整側高2m以上の場合→ガードレール設置	※2項道路の後退部分において、宅地接壁 設置を行うことは不可 ※手引きP基-11参照 ※手引きP基-14参照
	100		区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 耐量6 m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か 幅員6 m未満道路の延長が120m以下か 隔切、街角の辺長は適正か 転回広場は区間35m以内毎に設置されているか 終端広場は適正か 転回広場、終端広場は適正か 医域内道路の横断勾配は適正か 区域内道路の縦断勾配は適正か 既存道路との接続部は適正か 既存道路との接続部は適正か	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること 取合わせ角度に注意 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 延展7道路の一個月6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 延展7道路の一個月6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 延長35mを超える場合、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以下の場合 は不要とする 土地利用計画図に必ず明記すること 車道:1.5%~2.0% 原則9.0%以下とすること 原行道路との接続点から55mの区間及び区域内道路の交差点部は2.5%以下とすること と。	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁 設置を行うことは不可 ※手引き P 基-11参照 ※手引き P 基-14参照 ※手引き P 基-17参照
	100		区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 耐員6 m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か 幅員6 m未満道路の延長が120m以下か 隔切、街角の辺長は適正か 転回広場は区間35m以内毎に設置されているか 経域広場は適正か 転回広場、終端広場は適正か 転回広場、終端広場は適正か 医域内道路の機断勾配は適正か 医球内道路の機断勾配は適正か 医存道路との接続部は適正か 医存道路との接続部は適正か にで道路との接続部は適正か にで対済路が隣地に接する場合の検討 を内桝、排水管、マンホール、排水放流先(水の流れの方	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること 取合わせ角度に注意 区域内道路の幅員 6 m以上、又は延長35m以下の場合は不要 眩長35mを超える場合、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以下の場合 は不要とする 土地利用計画図に必ず明記すること 車道:1.5%~2.0% 歩道:2.0% 原則9.0%以下とすること 既存道路との接続点から5 mの区間及び区域内道路の交差点部は2.5%以下とすること 正道:路側高2m以上の場合→ボードレール設置 歩道:路側高2m以上の場合→転落防止槽設置	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁 設置を行うことは不可 ※手引き P 基-11参照 ※手引き P 基-14参照 ※手引き P 基-14参照
	100		区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 耐員6m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か 幅員6m未満道路の延長が120m以下か 隔切、街角の辺長は適正か 転回広場は区間35m以内毎に設置されているか 経域広場は適正か 転回広場、終端広場は適正か 転回広場、終端広場は適正か 医域内道路の機断勾配は適正か 医存道路との接続部は適正か 既存道路との接続部は適正か 既存道路との接続部は適正か 既存道路との接続部は適正か にて対音路が廃地に接って場合の検討 を内桝、排水管、マンホール、排水放流先(水の流れの方向)の記入	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること 取合わせ角度に注意 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 が建設35mと超える場合、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以下の場合 は不要とする 土地利用計画図に必ず明記すること 車道:1.5%~2.0% 歩道:2.0% 原則9.0%以下とすること 既存道路との接続点から5mの区間及び区域内道路の交差点部は2.5%以下とすること 。 車道:路側高2m以上の場合一ガードレール設置 歩道:路側高2m以上の場合一が一ドレール設置 歩道:路側高1m以上の場合一板路防止栅設置 陸地の建築物の道路斜線(建築基準法)を検討すること 排水施設計画平面図との整合	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁 設置を行うことは不可 ※手引き P 基-11参照 ※手引き P 基-14参照 ※手引き P 基-14参照
	111		区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 随員6m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か 幅貝6m未満道路の延長が120m以下か 隔切、街角の辺長は適正か 転回広場は区間35m以内毎に設置されているか 終端広場は適正か 転回広場、終端広場は適正か 転回広場、終端広場は適正か 医域内道路の縦断勾配は適正か 既存道路との接続部は適正か 既存道路との接続部は適正か 既存道路との接続部は適正か 既存道路との接続部は適正か のは、水路に接している場合又は屈曲部で、安全施設が設けられているか 区域内道路が隣地に接する場合の検討 宅内桝、排水管、マンホール、排水放流先(水の流れの方向)の記入 桝又はマンホールの底に15cm以上の泥だめがあるか	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること 取合わせ角度に注意 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 延長35mを超える場合、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以下の場合 は不要とする 土地利用計画図に必ず明記すること 車道:1.5%~2.0% 歩道:2.0% 原則9.0%以下とすること 既存道路との接続点から5mの区間及び区域内道路の交差点部は2.5%以下とすること と。 車道:8個高2m以上の場合・ガードレール設置 ・方道:路側高2m以上の場合・ガードレール設置 ・方道:路側高1m以上の場合・ガードレール設置 ・方道:路側高1m以上の場合・ガードレール設置 陸連の建築物の道路斜線(建築基準法)を検討すること 排水施設計画平面図との整合 土地利用計画図との整合	※2項道路の後退部分において、宅地練鑒等 設置を行うことは不可 ※手引きP基-11参照 ※手引きP基-14参照 ※手引きP基-17参照
	111 12 13		区域外道路の性格、路線名、幅員を記入 区域内道路の道路幅員は適正か 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場 耐員6m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用 戸数が10戸以下か 幅員6m未満道路の延長が120m以下か 隔切、街角の辺長は適正か 転回広場は区間35m以内毎に設置されているか 経域広場は適正か 転回広場、終端広場は適正か 転回広場、終端広場は適正か 医域内道路の機断勾配は適正か 医存道路との接続部は適正か 既存道路との接続部は適正か 既存道路との接続部は適正か 既存道路との接続部は適正か にて対音路が廃地に接って場合の検討 を内桝、排水管、マンホール、排水放流先(水の流れの方向)の記入	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線(片側後退の場合は境界線)及び道路 後退線とその距離を記入 区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること 道路の起点、終点の位置に注意すること 開発区域内の合計戸数を10戸以下とすること 取合わせ角度に注意 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 が建設35mと超える場合、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以下の場合 は不要とする 土地利用計画図に必ず明記すること 車道:1.5%~2.0% 歩道:2.0% 原則9.0%以下とすること 既存道路との接続点から5mの区間及び区域内道路の交差点部は2.5%以下とすること 。 車道:路側高2m以上の場合一ガードレール設置 歩道:路側高2m以上の場合一が一ドレール設置 歩道:路側高1m以上の場合一板路防止栅設置 陸地の建築物の道路斜線(建築基準法)を検討すること 排水施設計画平面図との整合	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁等 設置を行うことは不可 ※手引きP基-11参照 ※手引きP基-14参照 ※手引きP基-17参照

			公園等の公共空地の確保(適用0.3ha以上)	公園等を1箇所にまとめず、2箇所以上とする場合には、1箇所の最低面積を90㎡以上(150㎡とすることが望ましい)とすること	※予定建築物の用途が住宅以外の場合は 緑地、広場でも可
			公園等面積を記入 7割以上が平坦地で、平坦でない部分は15度以下になって	(※住宅以外で敷地が1の場合、公園等の設置は不要)	※手引きP基-32~43参照
			かるか 旗竿敷地の場合は、通路部分は3m以上とし、道路等に接	緑地の場合は適用なし	
			続しているか	通路部分は公園等の有効面積から除くこと	WORLD COMPANY AND A LOCAL DESIGNATION OF THE PROPERTY OF THE P
			狭小な公園で分割していないか、極端に不整形な区画でないか	隅角部は45度以上で一辺3m以上の部分を公園の有効面積とする	※公園の有効面積が明示された丈量図を 作成の上、添付すること
	16		公園の有効面積が開発区域面積の3%以上でかつ基準に適合しているか	<u>0.5ha以上1.0ha未満</u> : 150㎡以上のものが1箇所 <u>1.0ha以上5.0ha未満</u> : 300㎡以上のものが1箇所以上 <u>5.0ha以上50ha未満</u> : 1 箇所300㎡以上(うち1000㎡以上のものが1箇所以上) <u>20ha以上</u> : 1 箇所300㎡以上(うち1000㎡以上のものが1箇所以上)	※開発区域面積が0.3ha以上0.5ha未満の場合 は、公園等の敷地をできる限り1箇所にまと めて確保すること
			出入口の位置、数は適正か	1,000㎡以上の公園を設置する場合は2箇所以上必要	
			公園が道路等に接する場合、フェンス等の安全施設が設け られているか	出入口には車止めを設置すること フェンスの高さは原則として110cm以上	
			遊具等の施設が2箇所以上あるか	固定式ベンチ2基でも可とする	
	17		排水施設が設けられているか 樹木又は樹木の集団の位置を記入	5 年確率の降雨量が有効に排出できる構造か確認を行うこと 1ha以上の開発行為の場合に検討を要する	
	H		緩衝帯の位置及び形状を記入	1 ha以上の工場等の開発行為の場合に必要	※手引き P 基-146参照
	<u> </u>		工区界を記入	緩衝帯部分の駐車場・車路としての利用は不可 工区分けを行う場合は記入すること	次十月61至 140参照
	-		推壁等工作物の記入	造成計画平面図との整合	
	21		電柱の位置を明示 (開発道路内設置不可)	開発道路内に設置しない旨を明記すること	
N. 121	22		凡例を適宜記入		
造成計画平面図	1		縮尺 (1/1,000以上) 、方位記入	縮尺、方位を図面上に表示すること	
	3	-	作成者の資格、氏名の記入・確認 開発区域境界を朱書き		
	_		切土、盛土を着色	切土(黄色)、盛土(赤色)に着色	
			擁壁等の構造物の位置、高さ、延長を明示	擁壁断面図等との整合 隅角部補強位置を明示(全高 2 m以下の擁壁は不要)	
	_			振壁の設置範囲を延長で明示 振壁でおおわないがけ面、がけでない盛土法面(H=1.0m以上)及び切土(H=2.0m以上)	
	6		がけ部分、土羽部分の位置、形状を記入 法面保護方法を記入	もしくは、傾斜角30度をこえる硬岩盤で必要と認められる斜面については、法面保 譲工を施工すること	
			区域内道路の幅員、延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場の寸法記入	道路の起点、終点の位置に注意すること	
			区域内道路の中心線とその測点及び計画高明示	道路計画縦断面図との整合	
	7		区域内道路の横断勾配は適正か	車道:1.5%~2.0% 歩道:2.0%	
			区域内道路の縦断勾配は適正か	原則9.0%以下とすること	
			既存道路との接続部は適正か	既存道路との接続点から5mの区間及び区域内道路の交差点部は2.5%以下とすること	
	_		敷地の形状及び計画高を記入		
	-		街区の長辺及び短辺の長さを記入 公園、緑地その他公共用の空地及び公益的施設の位置、形		
	-		状、規模、名称記入	THE ALL ALL ALL AND A SECOND STREET	
	-		工区界を記入 地形及び隣接地との地盤の高低差記入	工区分けを行う場合は記入すること	
	-		縦横断面線の位置及び記号を記入	造成計画断面図との整合	
	14		造成工事完了時に設置される排水施設等を明示	開発許可の工事完了時必要とされる排水施設を記入すること	
	_	_	ベンチマークの位置及び高さを明示		
造成計画断面図	_		凡例を適宜記入 縮尺 (1/1,000以上)	縮尺を図面上に表示すること	
	_		作成者の資格、氏名の記入・確認	10.70 mm = 1-277 / 0 = 0	
	_		縦横断面線記号、基準線(D.L.)を明示		
	4		現況地盤面と計画地盤面を明示 計画地盤高を明示	現況と計画の見分けがつくように注意すること	
	5		切土、盛土を明示	切土(黄色)、盛土(赤色)に着色	
	6		開発区域境界位置を明示 境界確定書と整合しているか確認	区域境界付近の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること 道路、農道水路の位置関係、既設構造物からの距離等を確認すること	
	7		がけ、擁壁、道路の位置、形状、記号を明示		
			ボックスカルバート、盲暗渠、その他構造物の位置、		
	H		形状及び記号を記入 土羽の位置、形状及び勾配を記入		
		_	盛土部分の土質を記入	農地の腐棄土 (天土) の取扱いに注意すること 有機質土はすべて剥ぎ取ることを原則とする	
	_		凡例を適宜記入	13 MM THE 1 - CHICKY C C C M MI C F W	
排水施設計画平面 図			縮尺(1/500以上)、方位記入	総尺、方位を図面上に表示すること 放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること	※縮尺(1/600)でも可
	2		作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3		開発区域境界を朱書き		
	4		排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法及び勾配を 記入(管種、管径等)	汚水は暗渠によって排出させること 公共施設である暗渠管の内径は20cm以上とすること	※手引きP基-56~66参照
	5		排水放流先(水の流れの方向)を記入	放流管を農道、水路に埋設する場合、工事許可を取っているか確認すること 桝又はマンホールの底は15cm以上の泥だめを設けること	
	6		宅内排水桝及びマンホールの記入(公園にも必要)	株久はマンボールの底は15cm以上の形にめを設けること 株で受ける場合の集水区域は15cm所のが以内とすること 公共施設のマンホール間隔は排水管内径の120倍以内	
	7		マンホールの位置及び間隔を記入	最終センボールは放流口から5m以内に設置すること 開発道路には雨水等を有効に排水するため必要な側溝等の排水施設を設けること	
	8		開発道路内のガッター及び集水桝の位置、構造を記入	集水桝の間隔は20m以内とすること	
	9		開発道路内の自由勾配側溝のグレーチングの位置を記入	区域外への直接放流とする場合、終端部分には泥溜が15cm以上必要で側溝の上部は グレーチングとすること	W O H. LEGERANI AND AND A STATE AND AND ASSESSED.
	10		放流先河川、水路の名称等を記入	公共施設管理者同意書との整合 放流先となる公共施設の管理者と協議を行い、同意を得ること	※公共施設管理者は維持管理者及び財産管理 者両者の同意を得ることとする
	-	0	道路、公園その他の公共・公益的施設及び予定建築物の敷地等の計画高さを記入	工业統介投票 盗儿権の子空仕職 Lyt 様々 ロニンファ	
	13	1	汚水処理施設の位置及び形状を記入 調整池の検討はされているか	下水管の位置、浄化槽の予定位置及び人槽を明示すること 開発区域が1ha以上の場合、検討が必要	※手引きP基-52~55参照
	14		凡例を適宜記入		

給水施設計画平面				In a contract of the contract	T
図 (自己の居住用用	1		縮尺(1/500以上)、方位記入	縮尺、方位を図面上に表示すること 取水方法及び位置の図示に必要な範囲の外周区域を包括したもの	※縮尺 (1/600) でも可
は不要) ※排水計画平面図 にまとめて図示し てもよい	_		作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3		開発区域境界を朱書き		
	4		給水施設の位置、種類、形状、材料、寸法を記入 (給水管の管種、管径を記入)	止水弁、制水弁、メーターボックス、ドレーン管の位置等を明示すること	
	5		取水方法及び位置を記入	既設給水管の位置、管種、管径及び帰属、管理を記入	
	6		給水引込に際して道路の工事を伴うもの 道路掘削許可書の写し添付	国道、県道の場合は必ず添付要 市道の場合は担当課(建設港湾課)との協議が整っていれば可	
	7		消火栓の位置を記入	消防及び担当課(危機管理課)に確認の上、記載を行うこと	※手引きP基-67参照
	8		防火水槽の位置、容量 (m3) を記入	防火水槽の位置、容量については消防と協議の上決定すること	
·	9		凡例を適宜記入	法32条に係る協議経過書との整合	
道路計画縦断面図			縮尺 (1/500以上) 記入	縮尺を図面上に表示すること	※縮尺 (1/600) でも可
	2		作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3		開発区域境界の位置を明示		
	4		測点を記入	道路の起点、終点の位置に注意すること	
	5		単距離、追加距離を記入		
	6		勾配を記入	区域内道路の縦断勾配は原則9.0%以下とすること 既存道路との接続点から5mの区間及び区域内道路の交差点部は2.5%以下とするこ	
	7		型面44份元 型面44份方式型 7	と。 基準線 (D. L.) 及び道路記号を明示	
	_		計画地盤面、計画地盤高を記入 凡例を適宜記入	空中隊(J. L.)及い追悼記方を切小	
道路横断図	_		縮尺 (1/50以上) 記入	縮尺を図面上に表示すること	
	2		作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3		道路の幅員構成等を記入	道路の全体幅員及び有効幅員の寸法	
	4		横断勾配を記入	形状は原則両勾配とする 車道:1.5%~2.0% 歩道:2.0%	
	١.		BOT BOTH ALLOW DEF TOUR 그는 주의 1		※道路舗装は、舗装設計施工指針、舗装
	-	Ε.	路面、路盤の材料、品質、形状、寸法を記入	アスファルト舗装の場合、表層 5 cm以上、路盤10 cm以上を必ず確保すること	施工便覧を準用すること
	6		道路側溝、埋設管等の位置、形状、寸法を記入	排水施設計画平面図および給水施設計画平面図との整合	※手引きP基-21~23参照
	_		開発道路内のグレーチング、マンホールの耐荷重を記入 凡例を適宜記入	幅員6m以上の道路の場合:20t 幅員6m未満の道路の場合:14t	
排水施設計画縦断	1		和門を適旦配入 縮尺 (1/500以上) 記入	縮尺を図面上に表示すること	※縮尺 (1/600) でも可
面図	2		作成者の資格、氏名の記入・確認	THE THE SECOND S	XVIII (1/300) (3/3)
	3	_	開発区域境界の位置を明示		
	4	0	測点の記入	放流先の水路までの経路は、排水施設として位置付けを行うこと	
	5		地盤高を記入	基準線(D.L.)を明示すること	
	6		排水管の材料、形状、内寸法、勾配を記入	道路内に埋設する排水管等については、所定の土被りを確保すること	
H	7		マンホール間隔を記入	距離はマンホールの中心間で記入すること	
排水施設構造図	1		縮尺 (1/50以上) 記入	縮尺を図面上に表示すること	
	2		作成者の資格、氏名の記入・確認 管の補強方法を記入	土被り1.2m (管径300φ以下は1.0m) 以上確保すること	
	3		(重圧管、特圧管は補強不要、カタログの写し等添付) 適用:道路等公共施設内の埋設管のみ	所定の土被りを確保できない場合は、荷重条件に適合した管渠(重圧管、特圧管など)を用いるか、外圧から管渠を保護する必要がある	
	4		桝又はマンホールの底に15cm以上の泥だめがあるか	汚水を流すマンホール等はインバートを設置するため泥だめは不要	
	5		調整池の構造図	調整池の計算書との整合	
	6		凡例を適宜記入		
がけの断面図 ※造成計画断面図	1		縮尺 (1/50以上) 記入	縮尺を図面上に表示すること	
にまとめて図示し	2		作成者の資格、氏名の記入・確認		
てもよい	3		がけの記号、高さ、勾配を記入	現況と計画の見分けがつくように注意すること	
	4		がけの土質を記入		
	5		切土、盛土を明示	切土(黄色)、盛土(赤色)に着色	
	6		地盤面、地盤高の記入	現地盤面及びがけの前後の地盤面を明示すること	
	7		がけ面の保護方法を記入	角度が30度以上で高低差が3m以上の場合はがけ条例(建築基準法)に 注意	※手引きP基-86参照
lete Dife so Med and Edit	8		凡例を適宜記入		
擁壁の断面図	1		縮尺 (1/50以上) 記入	縮尺を図面上に表示すること	
	2		作成者の資格、氏名の記入・確認 嫌瞭の構造 寸注 勿和等を記入	構造計算書との整合、材料の種類及び寸法、配筋間隔等を明示すること	※手引きP基-80~144参照
			擁壁の構造、寸法、勾配等を記入	博垣計算者との登台、材料の極類及い引法、配肋同隣寺を明示すること コンクリートの設計基準強度の規格は、無筋:18N/mm2、鉄筋:24N/mm2。	W.T.A.G.T.EE ON _144念版
	4		コンクリート強度、鉄筋規格を記入	鉄筋はSD345を使用すること	
	5		裏込、胴込コンクリートの品質及び寸法等を記入 透水層、水抜穴の要否	裏込、胴込に用いるコンクリートは4週圧縮強度18N/mm2以上とすること 見え高1.0mを超える場合は水抜穴が必要	
			透水層、小扱八の安古 透水層の位置及び寸法記入	元え両1.0mを起える場合は小扱人が必要 標準: 地盤30cm下がりから止水コンクリートまで、幅30cm以上必要	
		_	止水コンクリートの位置及び寸法記入	厚さ5cm以上、幅は透水層以上、位置は対面地盤位置を標準とする	
	c			3㎡以内ごとに少なくとも1箇所、内径75mm以上の塩ビパイプ、その他これに類する	
	0		水抜穴の位置、材料及び内径寸法記入	耐水材料を用いた水抜穴を設けること 背面土砂の流出防止措置として、砕石や吸出し防止材等を設置すること	
			水抜穴からの排水、排水先の排水同意が必要	民有地に排水する場合には特に注意し、協議を行うこと (※書面の同意書までは添付不要)	
			水抜穴の代替に透水管使用の場合、資料の添付	カタログ等の写し、勾配管理図等を添付すること	
	7		伸縮目地の位置及び寸法記入	資料に排水先の位置、高さを明示すること 材料:エラスタイト等、目地厚:10mm、施工間隔:10mを標準とする	
	8		ガードレールが必要な場合は明示	構造計算書との整合、天端幅40cm必要、支柱補強筋必要	※手引きP基-129、135参照
	9		大臣認定擁壁の場合	認定書の写しを添付、認定条件との整合を確認すること	
	10		標準設計による場合	標準設計の出典、擁壁番号等の記載を行うこと	
	11		地盤高を記入	擁壁の前面、背面地盤及び根入深さを明示すること 擁壁高さが2.0mを超える場合は建築確認が必要	
	19		隅角部補強方法を記入(配筋及び寸法)	全高2.0mを超える擁壁→必要	
擁壁の構造計算書	12		作成者の資格、氏名の記入・確認	全高2.0m以下の擁壁及び重力式擁壁→不要	
	0			上載荷重、摩擦係数、材料強度等を適切な条件設定とすること	※子引きD其_111- 119会服
	- 2		設計条件を記入	土圧の計算方法は試行くさび法を用いること	※手引きP基-111~113参照
				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3		計算結果を明示	所定の安定条件を確保できているか確認すること 地盤の許容支持力が100KN/㎡を超える設計の場合は事前に地盤調査等により地盤支 持力を実証すること (許可条件)	

工作物構造図	1	п	始日 /1/FAN [.) 知1	韓日本國本「万事ニよフを」。	Ī
上下初 悟 垣凶	1	_	縮尺 (1/50以上) 記入	縮尺を図面上に表示すること	
	2		作成者の資格、氏名の記入・確認	各施設→橋梁、床版、防火水槽、遊具、境界コンクリートなど	
	3		各施設の材料、寸法等を記入		
工作物構造計算書	4	_	コンクリート強度、鉄筋規格を記入	構造計算書との整合	
工作物特坦可弄音	1		作成者の資格、氏名の記入・確認		※開発許可道路内及び接続部分の床版橋につ
	2		設計条件を記入	上載荷重、材料強度等を適切な条件設定とすること	いては、手引きの基準に基づく構造計算書が 必要
排水施設集水区域	3	_	計算結果を明示	配筋図との整合を確認すること	
併小旭故果小亾哦 図	1		縮尺 (1/1,000以上) 、方位記入	排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい	
	2		作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3		開発区域境界を朱書き	開発区域外の排水が流入する場合は考慮すること	
	4		集水系統ブロック別色分け	造成工事の完了時に必要な桝、排水管を明示すること 1個の桝で受ける場合の集水区域は500㎡以内とすること	※側溝等による集水の場合は、集水面積 が500㎡以上でも可
流量計算書	1		作成者の資格、氏名の記入・確認		
	2	0	雨水量の算定	排水施設集水区域図との整合 流出係数、降雨強度、粗度係数等が適切な条件設定が確認すること	【降雨強度】 5年確率:97.3mm/hr 30年確率:137.7mm/hr ※手引きP基-51参照
	3	_	汚水量の算定(日平均汚水量/(使用時間*60min*60sec))	(住宅の場合)計画人口:5人/戸 一人一日当たり時間最大汚水量:0.85m3/人*日(使用時間は24H) (その他の場合)浄化槽の人員草定を行い、汚水量を1.5倍(使用時間は8Hを標準とする。ただし、使用時間が10Hを超える場合は10Hとする)	※手引きP基-48~50参照
	4		水路、管の通水断面は8割水深で計算 許容流量、流速を算定	汚水の計算も必要所定の流速に収まっているかを確認すること 雨水:0.8~3.0m/s 汚水:0.6~3.0m/s	※流速は1.0~1.8m/sを標準とする ※最大流速3.0m/sを超える場合は落差工等に より減速させること
	5	_	一次放流先の流量計算	開発区域面積が1ha未満でも放流先の排水路等の排水能力が低い場合は、確認が必要	※公共施設管理者等から指示があった場合は、1ha未満でも調整池の検討及び設置が必要となる
調整池の検討 (開 発面積が1ha未満の	1		作成者の資格、氏名の記入・確認		
光面積が1 ma不調の ときは不要)	2		調整池の検討フロー図添付	調整池の検討フロー図に検討ルートを朱書したものを添付すること	※手引きP基-54参照
	3	0	調整池の検討書(30年確率で検討)	①下流河川等の現地調査(流下能力、比流量)及び流域調査 ②ネック点の決定(決定にあたり、ネック点となる水路、河川等の管理者同意が必要) ③ネック点における許容放流量の算出	※ネック点→開発行為による影響を最も強 く受ける地点(比流量が最も小さい地点)
	4	0	調整池の計算書	調整池への流入量の算出、余水吐の計算等 <u>洗水調飾方式</u> :自然放流方式 <u>陸粗速形</u> : 終力集中型 <u>连函維続時間</u> : 24時間(計算時間ビッチは10分)	※調整池の設計基準は「大規模宅地開発 に伴う調整池技術基準(案)」による
	5		調整池に係る設計図面	調整池全体の平面図及び断面図、オリフィス桝部分の構造図等	
予定建築物の図面	1		縮尺記入	縮尺を図面上に表示すること	
等	2		作成者の資格、氏名の記入・確認	設計資格(建築士法)に注意すること	
	3		予定建築物の平面図、立面図等を添付	土地利用計画図との整合	
	4		構造、階数、建築面積、延べ面積を記入	予定建築物に係る求積図を添付すること 平面図、立面図上にまとめて記載を行う場合、求積図の添付は不要	
	5		容積率、建ぺい率を記入 (各敷地ごとに必要)	確認申請に係る敷地が開発許可に係る敷地と異なる場合、配置図を添付すること	
丈量図	1		縮尺、方位記入	縮尺、方位を図面上に表示すること	
	2	_	作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3		公共施設、公益施設等毎に区別して算定されているか	道路街角辺長に注意すること	
	4	_	宅地は一区画毎に算定されているか	住宅の場合は一区画の面積を最低敷地規模(150㎡)以上とすること	
登記簿謄本	1		開発区域内の全ての土地、建物の謄本を添付	開発許可事前協議の段階では登記簿謄本の写しを可とする ※ただし、開発許可申請(本申請)の正本に添付する登記簿謄本は写し不可	
公図の写し	1		縮尺、方位記入	窓にたし、開発計り申請(本申請)の止本に称りする登記簿謄本は与し不り 縮尺、方位を図面上に表示すること	
	2		転記年月日、転記場所、転記者の記名		
	3	_	開発区域境界を朱書き		
	4		開発区域内及び周辺の公共施設の位置を明示	公道(茶色)、水路(青色)に着色すること	
委任状	1		委任状の委任事項が開発許可申請になっているか		
公共施設管理者	1	1	安山小小安正尹県州州光町刊甲間になつ(いる川	委任事項を確認の上、押印を行うこと 協議している公共施設の延長、面積等が、設計説明書及び図面と整合しているか確	
協議書(32条協議書)	1		協議している公共施設の延長、面積等の確認	認すること 新旧がある場合はそれぞれ記載し、新旧対照図面を添付すること	
	2		公共施設の管理、帰属を明記	担当課と協議の上、公共施設の管理・帰属の所在を明らかにしておくこと	